### 令和2年版

## 交通安全概要





令和4年3月

会 船 橋 市

### はじめに

このたび、令和2年度に行った本市の交通安全対策の実施状況や令和2年中における交通事故の発生状況等を集計した交通安全概要をまとめました。

本市では、交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮らせる 船橋市」を目指す第10次船橋市交通安全計画を策定し、警察をはじめ関係団体等と連携・協力の 上、計画に掲げた諸施策を推進することにより交通事故の防止に努めているところです。

令和2年における本市の交通事故発生件数及び負傷者数、死者数は前年に比べ減少しましたが、依然として厳しい状況が続いています。

交通事故の防止は、市や警察等の連携だけでなく、各関係機関や団体のほか、市民一人ひとりの 交通安全に対する意識と行動が大切です。皆様方におかれましては、それぞれの立場で交通安全に 向けた取組の強化に御理解・御協力をお願いいたします。

おわりに、貴重な資料の提供をいただいた皆様に心からお礼申し上げますとともに、本書を交通 安全対策を企画立案する際の基礎資料として役立てていただければと考えております。

令和4年3月

船橋市市民生活部市民安全推進課

### ~用語の定義~

本書における用語の定義は、次のとおりです。

- ○「交通事故」とは、道路交通法第2条に定める道路において、車両等及び列車の交通によって 起こされた、人の死亡又は負傷のあった事故をいう。
- ○「重傷」とは、交通事故によって負傷し、30日以上の治療を要する人をいう。
- ○「軽傷」とは、交通事故によって負傷し、30日未満の治療を要する人をいう。
- ○「第一当事者」とは、最初に交通事故に関与した車両等(列車を含む)の運転者又は歩行者の うち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場合には、人身損傷程 度が軽い者をいう。
- ○「第二当事者」とは、過失がより軽い者をいい、また過失が同程度の場合には、人身損傷程度が重い者をいう。(第一当事者、第二当事者以外の当事者については、第一当事者、第二当事者に準じ、順次第三当事者、第四当事者等という。)
- ○「子供の交通事故」とは、幼児、小学生及び中学生の関係した事故をいう。
- ○「高齢者の交通事故」とは、年齢65歳以上の者が関係した事故をいう。
- ○「若者」とは、高校生を含む24歳以下の人(子供は含まず)をいう。
- ○「**歩行者」**とは、道路を歩行中又は走っている人(路上作業中の人、路上遊戯中の人、路上に たたずんでいる人等を含む)をいう。
- ○「昼」とは、日の出から日没までをいう。
- ○「夜」とは、日没から日の出までをいう。

### 目 次

第1章 交通安全対策の推進	
第10次船橋市交通安全計画の体系	 1
1. 船橋市交通安全対策会議	 2
2. 交通安全啓発運動	 3
1)交通安全運動	 3
2) その他交通安全運動の実施状況	 5
3. 交通安全教育	 6
1)交通安全教室	 6
2) スケアード・ストレイト自転車交通安全教室	 7
4. 船橋市交通安全指導員	 8
5. 船橋市老人クラブ交通安全指導員	 8
(シルバーリーダー)	
6. 令和2年度の交通安全対策	 8
1)交通安全教育の推進	 8
2) 道路交通環境の整備	 9
3) 救急・救助体制の整備	 12
4)被害者支援の推進	 13
5)鉄道交通の安全	 13
6) 踏切道における交通の安全	 13
7. 交通安全施設の整備	 13
第2章 参考資料 1-1 交通事故発生状況年次推移 1-2 近隣市の交通事故発生状況	 15 15
1-3 市内の交通事故発生状況	 15
1-4 市内の交通事故年代別発生状況	 15
1-5 事故類型別発生状況	 15
1-6 人対車両事故の発生状況	 16
1-7 車両相互事故の発生状況	 16
1-8 車両単独事故の発生状況	 16
1-9 踏切事故の発生状況	 16
1-10 原因別の事故発生状況	 17
1-11 路線別の事故発生件数	 18
2-1 歩行者の交通事故発生状況	 18
2-2 歩行者の原因別事故発生状況	 18
3-1 自転車の交通事故発生状況	 19
3-2 自転車の原因別事故発生状況	 19
4-1 二輪車の交通事故発生状況	 19
4-2 二輪車の原因別事故発生状況	 20
5-1 年代別子供の交通事故発生状況	 20
5-2 子供の交通事故発生状況	 20
5-3 高校生の交通事故発生状況	 20
5-4  若者の交通事故発生状況	 21
5-5 高齢者の交通事故発生状況	 21

### 第1章 交通安全対策の推進

本市では、交通事故の防止のため、第10次船橋市交通安全計画に基づいて、種々の施策を実施しています。

### ≪第10次船橋市交通安全計画の体系≫

### 【計画の基本的考え方】

交通安全先進都市「ふなばし」の実現と「交通事故のない、安全で安心して暮 らせる船橋市」を目指す

- 1 歩行者等の交通安全意識の向上、自転車利用者へのルールとマナーの徹底 及び市民一人ひとりへの交通安全教育・普及啓発活動の充実
- 「人」優先の安全で快適な交通環境の整備及び交通事故被害者救済の充実

### I 道路交通の安全

### 【目標】令和2年度までに

- 1 交通事故死者数 5人以下
- 2 交通事故負傷者数 1,600人以下

### 【対策の5つの視点】

- 1 高齢者・子供の安全確保
- 4 地域でつくる交通安全の推進
- 2 歩行者・自転車の安全確保 5 交通実態を踏まえたきめ細やかな対策の推進
- 3 生活道路・幹線道路における安全確保

### 【施策の4つの柱】

- 1 市民一人ひとりの交通安全意識の醸成
  - (1) 市民参加でつくる交通安全の推進
  - (2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進
  - (3) 自転車の安全利用の推進
  - (4) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
  - (5) 交通安全教育推進の支援

- 3 救急・救助体制の整備
  - (1) 救急・救助体制の整備・充実
  - (2) 救急医療体制の整備
- 4 被害者支援の推進
  - (1) 交通事故相談の充実

### 2 道路交通環境の整備

- (1) 人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進
- (2) 道路ネットワーク等の整備
- (3) 交通安全施設の整備等
- (4) 効果的な交通規制の促進
- (5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備
- (6) 効果的で重点的な事故対策の推進
- (7) 安全で円滑・快適な道路交通環境の整備
- (8) 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制
- (9) 総合的な駐車対策の推進
- (10) 交通安全に寄与する環境の整備

### Ⅱ 鉄道交通の安全

(1) 救急・救助体制の整備

### Ⅲ 踏切道における交通の安全

(1) 踏切道の構造改良の促進

### 1. 船橋市交通安全対策会議

船橋市交通安全対策会議は、市の交通安全計画を作成し、及びその実施を推進させるために 交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)第18条第1項に基づき設置しています。 この会議の組織については、船橋市交通安全基本条例(平成13年船橋市条例第16号)により 定められており、市長を会長に、関係行政機関及び民間団体の代表者等で構成されています。

会 長	適 用
船橋市長	条例第6条第3項
委 員	適 用
船橋警察署長	条例第6条第4項第1号
船橋東警察署長	(関係行政機関の職員)
千葉県葛南土木事務所長	
一般社団法人船橋交通安全協会会長	
船橋東交通安全協会会長	条例第6条第4項第2号
船橋地区安全運転管理者協議会副会長	(民間団体の代表者)
船橋東地区安全運転管理者協議会会長	
船橋地域交通安全活動推進委員協議会会長	
船橋東地域交通安全活動推進委員協議会会長	
京成バス(株)業務部部長	条例第6条第4項第3号
船橋新京成バス(株)鎌ケ谷営業所所長	(交通に関する事業を営む者)
千葉県タクシー協会京葉地区タクシー運営協議会会長	
千葉県トラック協会船橋支部支部長	
船橋市自治会連合協議会副会長	条例第6条第4項第4号
船橋市老人クラブ連合会会長	(市の住民)
船橋市少年少女団体連絡協議会会長	
学校教育部長	条例第6条第4項第5号
道路部長	(市の職員)
都市整備部長	
市民生活部長	

(令和3年3月31日現在)

### 2. 交通安全啓発活動

### 1)交通安全運動

本市では、春と秋の全国交通安全運動を中心とした様々な交通安全の活動を、警察署をはじめとする関係機関と協力して実施しています。特に各季節の交通安全運動期間中には、街頭キャンペーン等による市民への呼びかけ、パンフレット・ポスター・懸垂幕・広報紙等によるPRなど、種々の施策を行い、広く市民に交通安全思想の普及を図っています。

### ①令和2年度交通安全運動実施状況

### ア)春の全国交通安全運動(4月6日~4月15日)

施策・行事名	期 日	施策・行事の内容等	主催
周知文書の配布	運動期間前	職員及び関係機関へ周知徹底の文書を配布	船橋市
市広報紙への掲載	4月1日号	市広報紙に記事を掲載し、市民へ周知	船橋市
啓発ポスター掲示及 びチラシの配架	運動期間中	各公共施設等で啓発ポスターを掲示、またチラ シを配架し、市民へ周知	船橋市
庁内放送	運動期間中	庁内放送で市民及び職員へ周知	船橋市 船橋市 消防局
市ホームページへの 掲載	運動期間中	市ホームページへ掲載し、市民へ周知	船橋市
懸垂幕の掲示	運動期間中	庁舎に懸垂幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
横断幕の掲示	運動期間中	来庁者駐車場に横断幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
メール配信	4月10日(金)	ふなばし安全・安心情報メールを配信し、市民 へ周知	船橋市
市民安全パトロール カーにて啓発	運動期間中	市内をパトロールしている市民安全パトロール カーで交通安全の放送を流し、市民へ周知	船橋市

### イ)夏の交通安全運動(7月10日~7月19日)

施策・行事名	期 日	施策・行事の内容等	主 催
周知文書の配布	運動期間前	職員及び関係機関へ周知徹底の文書を配布	船橋市
庁内放送	運動期間中	庁内放送で市民及び職員へ周知	船橋市 船橋市 消防局
啓発ポスター掲示及 びチラシの配架	運動期間中	各公共施設等で啓発ポスターを掲示、またチラシを配架し、市民へ周知	船橋市
懸垂幕の掲示	運動期間中	庁舎に懸垂幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
横断幕の掲示	運動期間中	来庁者駐車場に横断幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
メール配信	7月10日(金)	ふなばし安全・安心情報メールを配信し、市民 へ周知	船橋市

飲酒運転根絶キャンペーン	7月10日(金)	白バイ、パトカー、市民安全パトロールカー等を使用し、船橋駅周辺の巡回を実施	船橋 警察署 船橋市
交通安全啓発運動		信号の無い横断歩道に立って、歩行者がいる際 の一時停止の啓発活動を実施	船橋市
市広報紙への掲載	7月15日号	市広報紙に記事を掲載し、市民へ周知	船橋市
交通安全教室	7月15日(水) 7月16日(木)	(株)ハピネット・ロジスティクスサービスで <u>交通安全教室を実施</u>	船橋市

### ウ)秋の全国交通安全運動(9月21日~9月30日)

施策・行事名	期 日	施策・行事の内容等	主催
周知文書の配布	運動期間前	職員及び関係機関へ周知徹底の文書を配布	船橋市
啓発ポスター掲示及 びチラシの配架	運動期間中	各公共施設等で啓発ポスターを掲示、またチラ シを配架し、市民へ周知	船橋市
市ホームページへの 掲載	運動期間中	市ホームページへ掲載し、市民へ周知	船橋市
庁内放送	運動期間中	庁内放送で市民及び職員へ周知	船橋市 船橋市 消防局
懸垂幕の掲示	運動期間中	庁舎に懸垂幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
横断幕の掲示	運動期間中	来庁者駐車場に横断幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
メール配信	9月10日(木)	ふなばし安全・安心情報メールを配信し、市民 へ周知	船橋市
市広報紙への掲載	9月15日号	市広報紙に記事を掲載し、市民へ周知	船橋市
交通安全啓発活動	9月28日(月) 9月29日(火)	信号の無い横断歩道に立って、歩行者がいる際 の一時停止の啓発活動を実施	船橋市
交通安全啓発活動	9月29日(火)	前原駅周辺で、街頭に立って自転車マナーにつ いての啓発活動を実施	船橋市

### エ) 冬の交通安全運動(12月10日~12月19日)

施策・行事名	期 日	施策・行事の内容等	主 催
周知文書の配布	運動期間前	職員及び関係機関へ周知徹底の文書を配布	船橋市
啓発ポスター掲示及 びチラシの配架	運動期間中	各公共施設等で啓発ポスターを掲示、またチラ シを配架し、市民へ周知	船橋市
市ホームページへの 掲載	運動期間中	市ホームページへ掲載し、市民へ周知	船橋市
庁内放送	運動期間中	庁内放送で市民及び職員へ周知	船橋市 船橋市 消防局
懸垂幕の掲示	運動期間中	庁舎に懸垂幕を掲示し、市民へ周知	船橋市

横断幕の掲示	運動期間中	来庁者駐車場に横断幕を掲示し、市民へ周知	船橋市
メール配信	12月10日(木)	ふなばし安全・安心情報メールを配信し、市民 へ周知	船橋市
船橋市歳末繁華街対 策合同キャンペーン	12月10日(木)	船橋駅の南口周辺でパトロール、啓発品の配布 を実施	船橋駅周 辺安強議 強橋 警察橋 船橋市
交通安全啓発活動	12月10日(木)	信号の無い横断歩道に立って、歩行者がいる際 の一時停止の啓発活動を実施	船橋市
飲酒運転根絶キャン ペーン	12月11日(金)	白バイ、パトカー、市民安全パトロールカー等 を使用し、船橋駅周辺の巡回を実施	船橋市
交通安全教室	12月11日(金)	金杉台中学校でスケアード・ストレイト自転車交通安全教室を実施	船橋市 船橋市教 育委員会
市広報紙への掲載	12月15日号	市広報紙に記事を掲載し、市民へ周知	船橋市
交通安全啓発活動	12月16日(水)	 前原駅周辺で、街頭に立って自転車マナーにつ  いての啓発活動を実施	船橋市

### 2) その他交通安全運動の実施状況

### ①シートベルト着用推進キャンペーン

毎月10日は交通安全の日「アクション10」です。 千葉県交通安全条例第3条に定められています。所 轄の警察署や関係機関と合同で「シートベルト着用 推進キャンペーン」を実施し、シートベルト着用率 を向上させ、自動車事故による死傷者の減少と被害 の軽減を図ることを目的としています。

毎月10日だけでなく、シートベルトとチャイルドシート着用推進強化月間や交通事故が多く発生した時期についても適時キャンペーンを実施しています。



※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施回数は2回となって おります。

### ②「交通事故死ゼロを目指す日」

4月10日・9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です。警察や関係機関と街頭啓発等を実施することにより、交通安全に対する市民の更なる意識の向上を図り、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど交通事故に注意して行動することによって、交通事故の発生を抑止し、もって、近年の交通事故死傷者数の減少傾向を確実なものにします。



※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、4月のみの実施となっております。

### ③高齢者交通事故防止対策

船橋市老人クラブ交通安全指導員委嘱状交付式及び研修会

交通安全意識の高揚及び高齢者が関わる交通事故の防止と被害の軽減を図ることを目的に、各老人クラブの交通安全担当者を船橋市老人クラブ交通安全指導員(シルバーリーダー)として委嘱し、研修会を開催しています。シルバーリーダーがその研修内容等を各所属老人クラブにおいて周知することによって、地域の高齢者への交通安全の啓発を行っています。

※令和2年度の委嘱状交付式・研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。

### ④スマート・サイクルちば「マナーアップ隊」の実施

高校生をはじめとした、若者の交通ルール違反やマナーの低下による事故が後を絶ちません。

このため、高校生が自ら「自転車マナーアップ隊」を結成し、他の生徒などに対し街頭にて交通安全指導を行うことなどにより交通安全意識を醸成するとともに、自転車を運転する際のルールとマナーを向上させ、自転車事故の減少を図ることを目的にスマート・サイクルちばの取り組みを実施しています。

毎月15日の「自転車安全の日」を中心に船橋法典 高校において実施しました。



※令和2年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、2回のみの活動となりました。

### 3. 交通安全教育

### 1)交通安全教室

本市では警察署をはじめとする関係機関・団体と連携し、 交通ルールやマナーを身につけるための交通安全教室を実施 しています。保育園・幼稚園・認定こども園・小学校におい ては、交通安全DVD・パネルシアター等の視聴覚教育及び模擬 道路による正しい道路の横断の仕方・信号機の見方・自転車 の安全な乗り方など日常生活に必要な実技指導を行っていま す。

また、公民館や老人クラブの会合等に出向いて「高齢者交通安全教室」を実施し、交通安全を呼びかけ、全事故に占める割合が増加傾向にある高齢者の交通事故防止対策を図っています。

今後も、関係機関・団体との連携を強化し、交通安全教育 の充実に努め、広く市民に交通安全思想の普及を図ります。



※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、教室の実施回数は大幅に減少しています。

### ① 幼稚園・保育園・認定こども園

年 度	回数	人数
平成28	99	11, 489
29	114	11, 779
30	123	12, 398
31(令和元)	121	11, 450
令和2	84	3, 545

### ② 小学校

年 度	回数	人数
平成28	99	11, 210
29	100	11, 206
30	100	11, 276
31(令和元)	100	10,904
令和2	2	370

※歩行交通安全教室と自転車交通安全教室は、それぞれ1回として計上。

### ③ 高齢者

年 度	回数	人 数
平成28	8	284
29	17	495
30	14	634
31(令和元)	10	665
令和2	2	37

### ④ その他(企業、外国人、親子)

年 度	回数	人数
平成28	8	265
29	8	221
30	7	156
31(令和元)	5	518
令和2	7	150

### 2) スケアード・ストレイト自転車交通安全教室

危険な自転車走行が社会問題となっていることから、スタントマンによるリアルな交通事故再現を取り入れた自転車交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上等を図るとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践させることで自転車の交通事故の抑止に資することを目的とし、平成25年度より実施しています。



### <令和2年度実施実績>

4. 葛飾中学校 中止

5. 若松中学校 中止 ※新型コロナウイルス感染症の影響により6校が中止となりました。 6. 飯山満中学校 中止 中止となった学校には交通安全資料を配付し、各学校で指導等を

7. 習志野台中学校 中止 行ったほか、令和3年度に実施しました。

8. 坪井中学校 中止 9. 船橋中学校 中止

### 4. 船橋市交通安全指導員

船橋市交通安全基本条例(平成13年船橋市条例第16号)に基づき、児童・生徒・高齢者等に対する交通安全教育を推進するため、本市における交通安全の確保及び交通安全教育・指導を図る「船橋市交通安全指導員」を設置し、交通安全教室等の啓発活動を積極的に行っています。 ※令和2年度においては、幼児3,545人、小学生370人に対し交通安全教室を実施しました。

### 5. 船橋市老人クラブ交通安全指導員(シルバーリーダー)

交通事故に占める高齢者の関係する交通事故の割合が年々増加する傾向がある中、老人クラブ 及び地域における交通安全教育の推進者となること、並びに交通安全意識の高揚に努め、高齢者 が関わる交通事故の防止を図ることを目的に、「船橋市老人クラブ交通安全指導員(シルバーリ ーダー)」が設置されています。

市では、全指導員に対する研修会や、各クラブからの要望によりクラブ単位の交通安全教室を 実施しています。

### 6. 令和2年度の交通安全対策

### 1)交通安全教育の推進

### ①児童及び生徒に対する交通安全教育 【保健体育課】

### ア) 小学生に対する交通安全教育

市民安全推進課と連携し、交通安全指導員による交通安全教室を市内1校で実施しました。 当初は53校で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により52校で中止となりま した。中止となった学校には交通安全資料を配付し、各学校で指導等を行いました。

### イ) 中学生に対する交通安全教育

市民安全推進課と連携し、スケアード・ストレイト自転車交通安全教室を市内3校で実施しました。当初は9校で実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により6校で中止となりました。中止となった学校には交通安全資料を配付し、各学校で指導等を行ったほか、令和3年度に実施します。

### ②交通安全教育用の教材の貸出 【視聴覚センター】

ア) 交通安全に関する視聴覚教材の貸出実績(令和3年3月31日現在)

No.	教材の種類	本	数
1	16mmフィルム		1
2	VHSビデオ		_
3	DVD		_
	合 計		1

イ) 交通安全に関する視聴覚教材の購入状況(令和3年3月31日現在)

No.	概要	題名
1	交通安全教育	あおり運転  加害者にも被害   者にもならないために
2	交通安全教育	ハローキティとまなぼう!こ  うつうルール

### 2) 道路交通環境の整備

- (1) 人優先のみちづくりによる交通安全対策の推進
  - ①歩行者空間の整備
  - ア) ユニバーサルデザインによる歩行空間の整備 【道路維持課】 歩道バリアフリー化整備延長 L = 1,440 m
  - イ)歩道及び自転車通行空間の整備 【道路建設課】

歩道整備延長 435m 自転車通行帯整備延長 3,863m

ウ) 通学路等の整備 【道路維持課】

17小学校(宮本小学校、湊町小学校、三山小学校、葛飾小学校、大穴小学校、船橋小学校、田喜野井小学校、二和小学校、峰台小学校、塚田南小学校、三咲小学校、飯山満小学校、船橋市立船橋特別支援学校、前原小学校、坪井小学校、法典小学校、法典西小学校)

未就学児童園外活動経路の安全対策 107個所

キッズゾーンの整備 3地区 JR西船橋駅南口、JR東船橋駅南口、新京成薬園台駅東口

通学路の安全点検 【保健体育課】

船橋市通学路交通安全プログラムに基づき、小学校9校で定期合同点検を実施し、19 箇所の交通安全対策を決定しました。

### ②生活道路における交通安全対策の推進 【道路建設課】

ゾーン30 1地区(塚田地区) 生活道路の安全対策(市内一円)

- (2) 道路ネットワーク等の整備
- (1)適切に機能分担された道路網の整備
- ア) 道路の新設 【道路建設課】

都市計画道路3・3・7号線、都市計画道路3・4・25号線ほか3路線の整備に向け、事業用 地を取得しました。

都市計画道路3・3・7号線(馬込町工区)の730m区間が令和2年4月30日に開通しました。

イ) コミュニティ道路の整備 【道路建設課】

コミュニティ道路

市道14-073号線(山口横丁)のコミュニティ道路の整備が90m完成しました。

### ②道路改良等による道路交通環境の整備

ア)改良等に併せた歩道等の整備 【道路建設課】

バス待ち施設(上屋・ベンチ)の整備 1箇所(栄町1丁目バス停) バス待ち施設(ベンチ)の整備 1箇所(牡鹿台バス停) 歩道整備延長 435m

イ)交通安全施設の整備 【道路建設課】

歩道整備延長 435m 自転車通行帯整備延長 3,863m

### ③災害発生等に備えた安全の確保 【道路維持課】

橋梁耐震化 2橋(内1橋については、下部工を令和元年度から令和3年度工事で実施中、 上部工を令和4年度、令和5年度工事で実施予定)

- (3) 交通安全施設の整備等
- ①歩行者等の安全な通行空間の確保
- ア)信号機等の設置及び改良の促進 【道路計画課】 信号機の設置 3箇所 横断歩道の設置 4箇所
- イ) 交差点・カーブ対策の促進 【道路維持課】

ドット線の設置 41箇所 クロスマークの設置 9箇所 T字マークの設置 13箇所

ウ) 夜間事故防止対策の促進 【道路維持課】

区画線の設置 11,499m 自発光鋲の設置 4箇所

- (4) 効果的な交通規制の促進
- ①地域の特性に応じた交通規制の促進 【道路計画課】

信号機の設置 3箇所 横断歩道の設置 4箇所

- ②幹線道路における交通規制の促進 【道路計画課】 実績なし
- (5) 地域住民等と一体となった道路交通環境の整備
- ①道路交通環境整備への住民参加の促進 【道路建設課】 ゾーン30整備 塚田地区 説明会
- ②地域住民等と連携した対策の展開 【道路建設課】 ゾーン30規制整備 1 地区(塚田地区)
- (6) 効果的で重点的な事故対策の推進

交通事故多発箇所の共同現地診断 【道路計画課】

船橋警察署管内 1箇所

「事故多し注意」の注意看板、「交差点あり注意」の注意看板を設置

船橋東警察署管内 1箇所

「事故多し 交差点注意」の注意看板を設置 止まれの路面標示に強調ドットを設置

- (7) 安全で円滑・快適な道路交通環境の整備
- ①安全で円滑・快適な道路交通環境の整備
- ア)信号機の高度化 【道路計画課】 実績なし
- イ)わかりやすい道路標識等の整備 【道路建設課】 ゾーン30の路面標示 28箇所
- ②道路の使用及び占用の適正化等
- ア) 道路の使用及び占用の適正化 【道路管理課】

令和2年度の道路占用申請、道路工事施工承認等許可数 3,235件 JR船橋駅周辺 不法占用パトロール(昼間・夜間)⇒計0回

JR船橋駅・JR西船橋駅周辺 屋外広告物パトロール⇒計0回

※令和2年度のパトロールについては、新型コロナウイルス感染症に伴い中止

- イ) 道路の掘り返しの抑制 【道路管理課】 道路工事連絡調整会議を毎月実施
- ウ)大規模事業等の対策の推進 【道路計画課】 開発事業 76件 大規模小売店舗建設 5件

### ③自転車利用環境の総合的整備

- ア) 自転車通行空間の整備等 【道路建設課】 自転車通行帯整備延長 3,863m
- イ) 自転車等駐車場の整備 【都市整備課】 津田沼駅第4自転車等駐車場整備工事 船橋日大前駅東口第2自転車等駐車場整備工事
- ウ) 自転車等放置禁止区域の指定 【都市整備課】 実績なし
- 工)街頭指導員の配置 【都市整備課】 放置状況により、街頭指導員を固定・巡回配置し、自転車等放置防止の街頭指導を行った。
- オ) 放置自転車等の撤去・移送 【都市整備課】 年間488回、4,459台の放置自転車等を移送し、歩行者の安全確保等に努めた。
- カ)自転車等放置防止の啓発 【都市整備課】 駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施に伴い、関係団体等に対し放置自転車啓発 ポスターの掲示を依頼した。
- (8) 公共交通の利用環境整備による過度な自動車利用の抑制 【道路計画課】 鉄道駅のバリアフリー化整備に係る補助金交付 新京成線前原駅のホームに内方線付点状ブロックを整備 バス停ベンチの整備に係る補助金交付

小室公園(上り方面)のバス停べンチを整備

- (9) 総合的な駐車対策の推進
- ①秩序ある駐車の推進 【市民安全推進課】 実績なし
- ②駐車場等の整備 【道路計画課】

駐車場整備地区内において、船橋市建築物における駐車施設の附置等に関する条例に基づき、 駐車場を適切に附置するよう2件の指導を行った。

- (10) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
- ①道路法に基づく通行の禁止又は制限 【道路維持課】 実績なし
- ②子供の遊び場等の確保
- ア) 街区公園等の整備 【公園緑地課】

12箇所の都市公園(うち、街区公園が10箇所)を整備し、遊び場として新たに開放しました。また、3箇所の街区公園を新たにボール遊びができる施設として、外に飛び出さない等の安全・安心に使えるようルールを定め、パンフレット等により、小中学生を中心に周知しました。

### イ) 学校開放・まちかどスポーツ広場の整備と充実 【生涯スポーツ課】

学校開放については、新型コロナウイルス感染症の影響もあることから利用者数が減少しましたがその中でも感染症対策を行いながら、屋外施設の開放及び屋内施設の小中学生の活動を認めるなど機会の確保に努めました。

まちかどスポーツ広場については、大神保町まちかどスポーツ広場の令和3年度共用開始に向けて、運用方法等を決定しました。

### 令和2年度開放施設

		小学校	中学校	特別支援学校 (高根台校舎を含む)	高校	計
全	学校数	54	27	2	1	84
開放	運動場 (夜間照明灯を除く)	54	20	1	1	76
	体育館	54	27	1	_	82
心改数	プール		ı	ı	_	I
	運動場夜間照明灯	_	10	_	_	10

### ③電線類の地中化の促進 【道路建設課】

JR南船橋駅南口市有地における電線共同溝詳細設計業務委託を実施 電線共同溝設計延長 L=1.294m

### ④暴走行為をさせないための環境づくり【道路建設課】

実績なし

### 3) 救急・救助体制の整備

- (1) 救急・救助体制の整備・充実
  - ①救急・救助体制の整備・充実 【消防局救急課】

救急救命士の運用隊の配備は、救急隊全15隊に配備し、ドクターカーとの連携を図り、 高度化する救急需要に対応し運用しています。

### ②市民に対する応急手当の普及啓発の推進【消防局救急課】

普通救命講習等の各種講習会の開催は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、開催の見合わせ及び感染防止対策を行いながら、令和2年度は14回開催し、延べ221人が受講しました。

### ③救急・救助資機材等の整備【消防局救急課・消防局警防指令課】

高度救命用資機材は、救急自動車2台の更新に伴い、整備しました。(消防局救急課) 各種救助資機材を新規に整備することはできなかったが、部分的な更新を図ることがで きました。(消防局警防指令課)

### ④救急救命士の養成・配置等の推進【消防局救急課】

救急救命士の計画的な養成は、令和2年度に2人の職員が救急救命東京研修所に入校し、 国家試験を受験しました。

また、気管挿管及び薬剤投与の実習は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、 中止又は感染防止対策を行いながら、実施しました。

### ⑤救急・救助隊員の教育訓練の充実【消防局救急課・消防局警防指令課】

船橋市ドクターカー連絡協議会及び教育研修計画に基づく各種教育研修は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止又は感染防止対策を行いながら、実施しました。 (消防局救急課)

各所属において、救助訓練を実施し、救助技術・知識の習熟を図ることができました。 (消防局警防指令課)

### ⑥高速自動車国道等における救急・救助体制の整備・充実【消防局救急課】

高速自動車国道等の救急・救助出動に対し、関係機関とは連絡体制を構築しています。 (消防局救急課)

### (2) 救急医療体制の整備

### ①救急医療体制の充実【健康政策課】

夜間休日急病診療所は、指定管理者として公益財団法人船橋市医療公社が管理運営を行っています。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年6月1日から深夜帯及び外科の診療を休診しています。

・令和2年度 一般409人 小児1,879人 患者数合計2,288人(R3.3.31現在)

救急医療機関ネットワークに参加している11医療機関において、初期診療の後方待機病院として、検査や入院を必要とする患者等の診療に365日対応できる体制を引き続き確立しています。

・令和2年度 患者数 9,595人(R3.3.31現在)

### ②船橋市立医療センターの機能の充実【医療センター総務課】

補助循環装置(ECMO)や人工呼吸器などの高度医療機器を追加導入するとともに、血管撮影装置を更新することで、救命救急センターとしての機能を維持しています。

また、消防局・船橋市医師会との協力のもとで24時間365日体制のドクターカーの運用 を推進しました。

年間救急車搬送は4,106件、救急患者数は11,953人を受け入れています。

また、近隣医師を対象とした講習会を通じて、地域医療機関との連携の強化をしています。

### 4)被害者支援の推進

### 交通事故相談の充実【市民の声を聞く課】

・交通事故相談件数法律相談25件生活相談7件

千葉県交通事故巡回相談 43件

### 5) 鉄道交通の安全

### 救急・救助体制の整備【消防局救急課】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、様々な訓練が中止となりましたが、鉄道事業者及び関係機関等とは、常に連絡協調体制を強化しています。

### 6)踏切道における交通の安全

踏切道の構造改良の促進【道路建設課】

実績なし

### 7. 交通安全施設の整備

交通安全施設の設置については、県公安委員会では、信号機・横断歩道・規制標識等を整備し、 道路管理者では、歩道・防護柵・道路照明・区画線・カーブミラー等を整備しています。

本市では、関係機関と協力しながら、交通安全施設の整備を実施しています。

今後も、交通事故防止により効果のある施設の整備を推進し、市民の安全を確保します。

# 第2章 参考資料

※表中、車両区分は道路交通法と道路運送車両法における表記を併用している。

※交通事故統計資料については、特に断りのない限り高速道路等における高速隊が扱う事故は含まない。

※構成率に関しては、統計処理上100%にならないことがある。

1-1 交通事故発生状況年次推移(高速道路での交通事故発生分を含む)

1-2 近隣市の交通事故発生状況(高速道路での事故発生分を除く)

負傷者数

死者数

発生件数

市名

七三		10世紀		当	全国	
牛加	件数	指数	件数	指数	件数	指数
平成23	1,937	100	3,40	100	$\infty$	100
24	1,902	98	2,95	98	2	96
25	1,876	97	1,47	92	$\infty$	91
26	1,684	87	19,705	84	573,842	83
27	1,617	83	8,65	80	9	78
28	1,703	& &	8,02	77	$\stackrel{\sim}{\circ}$	72
29	1,738	06	03	77	9	89
30	1,686	87	37	74	0	62
31	1,494	77	_	70		55
(令和元)	•					
7	1,241	64	12,873	55	309,178	45
注)指数:平	成23年を10	00とした時	の各年の割合			

1,390 2,381 354 354 1,038 1,166 1,002 848 278

00140€®√₹1

1,222 2,015 2,015 308 249 1,008 866 699 245

能干習八鎌市松 有市浦橋葉野代谷川戸中原安市市市市市市市市市市市

1-3 市内の交通事故発生状況

	一		627,07	631,9	635,94	0	64
丫士口丫	当たりの	傷者	3.2	3.2	m	2.6	2.2
	負傷者数		67	9	93	1674	9
	死者数		12	10	9	1	9
	死傷者数		1,990	2,007	1,943	1,685	1,396
	発生件数		1,677	1,708	1,656	1,469	1,222
	年別		平成28	29	30	31(令和元)	2

1-5 事故類型別発生状況

	世	(件)	-53	-193	-2	+1	-247
2	7	構成率 (%)	22.0	77.0	0.0	0.1	100.0
会 正	17 1/H	発生件数	569	941		_	1,222
1 (世間)	コイロノレノ	構成率 (%)	21.9	77.2	0.0	0.0	100.0
. 小比31/・	一つが二	発生件数	322	1,134	13	0	1,469
<b>₹</b> Þ	<u> </u>	事故類型別	人対車両	車両相互(対自転車含む)	車回車独	踏切	石

## 1-4 市内の交通事故年代別発生状況

	区分	平成31	(令和元)	令和2	CI
	年代別	死傷者数	構成率(%)	死傷者数  構	<b>ā成率(%)</b>
	幼児	33	2.0	19	1.4
က	小学生	74	4.4	51	3.7
က	日 子 子	29		18	 
_	- 配校任	53		53	3.8
_	0	22	<b>-</b>	27	1.9
9	24	125	_	96	6.9
	$5\sim$ 2	123	_	$\sim$	9.1
	30歳代	316	18	$\mathcal{C}$	17.0
Ī	40歳代	340	20.2	258	18.5
I	50歳代	228	13	7	16.0
	60~64歳	80	4.7	61	4.4
$\odot$	65~69歳	89	4	62	4.4
$_{\infty}$	70歳以上	194	`	163	11.7
N	수 計	1,685	100.0	1,396	100.0

1-6 人対車両事故の発生状況

2	構成率 (%)	7.1	16.7	32.0	3.0	0.0	17.5	<u>-</u>	1.9	3.7	17.1	100.0
令和	発生件数	19	45	98	∞	0	47	ന	2	10	46	269
令和元)	構成率 (%)	8.4	12.1	25.5	4.0	0.0	28.3	0.3	0.3	5.9	15.2	100.0
平成31(	発生件数	22	39	82	13	0	91	<u> </u>	<b>-</b>	19	49	322
<b> </b>	事故類型別	对面通行中	闸	横断步道横断中	横断步道付近横断中	步道橋付近横断中	その他横断中	路上遊戯中	路上作業中	步道通行中	その他	습류

1-8 車両単独事故の発生状況

12	構成率 (%)	0.0	63.6	0.0	9.1	0.0	27.3	100.0
令表	発生件数	0	7	0	_	0	3	11
(令和元)	構成率 (%)	0.0	69.2	0.0	0.0	23.1	7.7	100.0
平成31	発生件数	0	6	0	0	n		13
       	事故類型別	電柱	工作物衝突	路外逸脱	駐車車両衝突	転倒	その他	中計

1-7 車両相互事故の発生状況

        	平成31(	令和元)	令和	12
事故類型別	発生件数	構成率 (%)	発生件数	構成率 (%)
正面衝突	15	1.3	21	2.2
ξK	371		277	29.4
出合い関	381	$^{\circ}$	294	<del>-</del>
追い越し時	22	1.9	28	
圛	20		24	2.6
すれ違い時	10	0.0	18	-
左折時	85	7.5	06	9.6
右折時	152	13.4	111	11.8
その他	78	6.9	78	8.3
슈計	1,134	100.0	941	100.0

1-9 踏切事故の発生状況

11.2 11.2	構成率 (%)	100.0
令	発生件数	•
(令和元)	構成率 (%)	0.0
平成31(	発生件数	0
区分		l l
	事故類型別	踏 ち

1-10 原因別の事故発生状況

	構成率 (%)	1.3 0.1	0.0	0.1	0.0	.00	0.3	 Σ-2	.—.	0.00	6.7	4.[	12.9	0.20	 	3.5	0.0	0.0	0.0	0.00	100.0
令和2	発生件数	16 1	00	<b>-</b>	00	) — ·	4 ∞	15	2000	700	82	50 136	158		10	43		00	00	00-	1,222
令和元)	構成率 (%)	1.6 0.5	0.0	0.00	0.0	000	0.0	0.0	· • · •	000	7.7	3.3 12.9	12.0	0.70 0.10	 9.0	4.0 8.4	- c	0.0	0.0		100.0
平成31(	発生件数	23	00	00	00		·- ·-	12	23	000	104	190 190	176	7 0	13	70	νC	) <del></del> (	00	000	1,469
	原因別	信号無視 通行区分違反	最高速度違反 構將斬回後過	「沙」	踏切不停止 右折違反		慢先进行妨害 交差点安全進行義務	步行者妨害等 徐允	一時不停止違反數學不可	新聞 1 文		(1) (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5		- ""	- その他の	不明   上面	信与無免 直前構新等	その他の複形	のいてい場合 路下路標	おいては、または、またのではでは、またのではでは、またのではでは、またのではではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは	- 11
							#	恒	S 関	閛布									行者	Щ	

1-11 路線別の事故発生件数

2-1 歩行者の交通事故発生状況

増減	9- +	9-	-21 +5	-38	-23 +3	-74	+ + + + + + + + + + + + + + + + + + +	-253
2年	.3 16	19	65 13	20	4 7	184	282 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	1,241
平成31 (令和元)年	9 16	25	98 8	88	72 4	258	282 282 282 282 282 282 282 282	1,494
区分路線名	東関東自動車道 京葉道路	14 小	14号 16号	596号	357号 464号	14 小	<ul> <li>十葉鎌ケ合松戸線</li> <li>中葉船橋海線</li> <li>船橋白面線</li> <li>船橋行商線</li> <li>市川日西線</li> <li>市州日西線</li> <li>村宮西船市川線</li> <li>対南部市川線</li> <li>屋見小室線</li> <li>その他の県道</li> <li>小 計</li> <li>市 道</li> <li>アの他の県道</li> <li>小 計</li> <li>市 道</li> <li>アの他の県道</li> <li>市 道</li> </ul>	
	河湖	四四四	[	Ħ	摦		ss	

平成28318324293493553033234831(令和元)3223282270280246250

319 352 346 324 276

დ 8 0 4 4 4

負傷者数

死者数

死傷者数

発生件数

年別

2	<b>퇔成率(%)</b>	0.0	0.4	0.4	0.4	0.0	0.4	0.4	0.0	0.4	0.4	0.7		1.	1.4	93.2	100.0
令和	死傷者数   楫	0	·		<b>,</b>	0	<b>-</b>	_	0	·		7	က	m	4	261	280
6和元)	<b>퇔成率(%)</b>	9.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	4.9	0.3	92.1	100.0
平成31(4	死傷者数 牌	2	0	0	2	0	0	0	0		_	0	0	16	_	302	328
田里里	压口加	信号無視	左側通行	車道通行	横断步道外横断	斜め横断	駐停車車両の直前直後の横断	走行車両の直前直後の横断	横断禁止場所の横断	幼児のひとり歩き	めいてい・はいかい	- I - I	路上作業	黒の出り	かの街	違反無し	슈타

3-1 自転車の交通事故発生状況

者数	485	503	514	421	386
負傷					
死者数	7	_	4	4	0
死傷者数	487	504	518	425	386
発生件数	6	513	$\infty$	4	398
年別	平成28	29	30	31(令和元)	2

3-2 自転車の原因別事故発生状況

2二当事者	数   構成率(%)	0.0	0.0	1 0.3	0.0	0.0	0.00			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	16 4 5.5	0.0		3 0 8	01		100.0	こそれぞれ計上。
事者    第	睛成率(%) 発生件	2.3		0.0	0.0	0.0	0.0		90					2.3	). 1. 2.	t	ر 1.	0.0	2.3	4.7	0	0.0	100.0 3	5者、第二当事者欄に
	発生件数   棉	<b>←</b> C		0	0	0	_			4	0	0	0,	<u> </u>	<b>)</b> (	70	ο « «	0		5	0	0	43	事故は第一当事
	环四加	信号無視為多次禁止	海15米 右側通行	步道等通行	追い越し	右折違反	左折遅及 值先涵符		く年派く生年に終め、徐行	一時不停止	灯火違反	自転車の通行方法	はは、一切では、一切では、一切では、一切では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	ハンアル歌作수画	ノフーナ統作子屆ポートがデード	即万个注息	あむ 一 在 元 中 全 不 確 認	安全速度	予測不適	かり布	違反なし	第三当事者以下	슈타	※自転車対自転車の

4-1 二輪車の交通事故発生状況

負傷者数	271	293	277	235	208
死者数	4	n	0	<b>-</b>	_
死傷者数	275	296	277	236	209
発生件数	398	375	315	282	254
年別	平成28	29	30	31(令和元)	7

4-2 二輪車の原因別事故発生状況

5-1 年代別子供の交通事故発生状況

	温		62	0	88						6個女粉	貝汤白数	170	158	150	135	88	Ī					4年 世界 出	貝/汤白炎	73	71	74	53	53
	中学任		17	0	18						1 操	名句数	<b>-</b>	0	0	·	0						日本業	次 位 数	0	0	0	0	0
	小学生		39	0	51			(発生状況			死傷者数		171	158	150	136	88			高校生の交通事故発生状況			死傷者数		73	71	74	53	53
	幼児		9	0	19			子供の交通事故発生状況			発生件数		121	103	103	106	62			(生の交通事			発生件数		92	16	84		
	区分		発生件数	死者数	負傷者数			5-2 子侠			年別		平成28	29	30	31(令和元)	2			5-3 配数			年別		平成28	29	30	31(令和元)	2
4	事有 構成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	1.5	5.1	0.0	0.0	0.0	91.3	100.0
1		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	m	0	0	0	0	0	0	0	_	0	m	10	0	0	0	178	195
一	事有 請成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.6	2.6	1.3	2.6	0.0	0.0	0.0	2.6	1.3	11.8	18.4	55.3	0.0	1.3	0.0	0.0	100.0
	56年三3年 人数   構成	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	·	7	0	0	0	2	_	0	14	42	0	·	0	0	92
	原因別	言号無視	通行区分違反	最高速度違反	横断等禁止	車間距離不保持	通行妨害	追い越し違反	踏切不停止等	右折違反	左折違反	優先通行	交差点安全進行義務	步行者妨害	徐行場所	一時不停止等	一種から	삇	共同危険行為	<ul><li>ハンドル操作不適</li></ul>	会 ブレーキ操作不適	前方不注意	<sub>業</sub> 制動静不注意	※ 安全不確認	· 安全速度	みの名	かの街	違反無し	습류
																	- 21	^											

5-4 若者の交通事故発生状況

負傷者数	250	242	234	0	141
死者数	<b>.</b>	_	0	2	•
死傷者数	251	4	m	210	142
発生件数	191	199	183	166	124
年別	平成28	29	30	31(令和元)	2

高齢者の交通事故発生状況 5-5

負傷者数	300 3002 252 254
死者数	r.w4∞w
死傷者数	307 305 306 262 225
発生件数	505 544 782 132 132 132
年別	平成28 29 30 31(令和元) 2

掲載の各資料は、交通事故統計資料集(千葉県警察本部発行)及びその基 礎資料に基づいて作成しています。 また、特に記載のないものについては、高速道路等における高速隊が扱う事 故は含みません。

【発行】 船橋市 市民生活部 市民安全推進課 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25 TEL:047-436-2292 FAX:047-436-2299 E-mail:shian@city.funabashi.lg.jp